

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





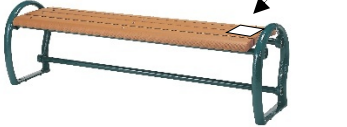
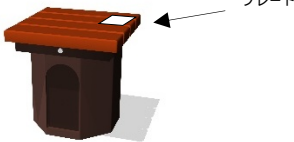
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ)公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

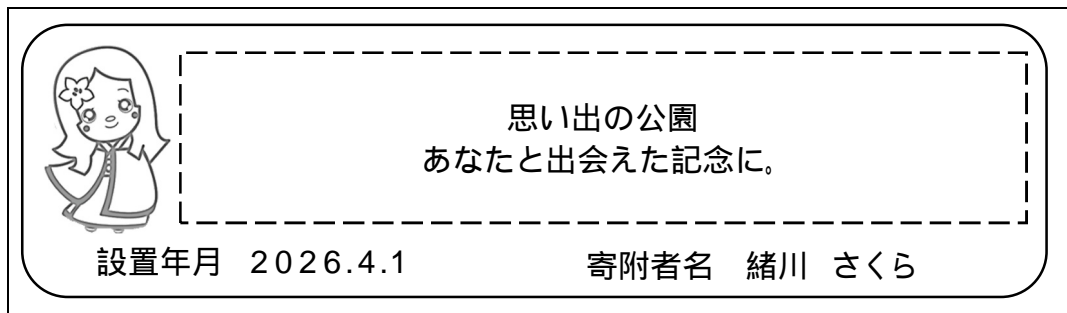
(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

- 1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。
- 2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026 年 4 月 1 日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(ア) 提出書類

- a ベンチ寄附申込書(様式第 1 号) ¹
- b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後 3 か月以内のもの
- c 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあっては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

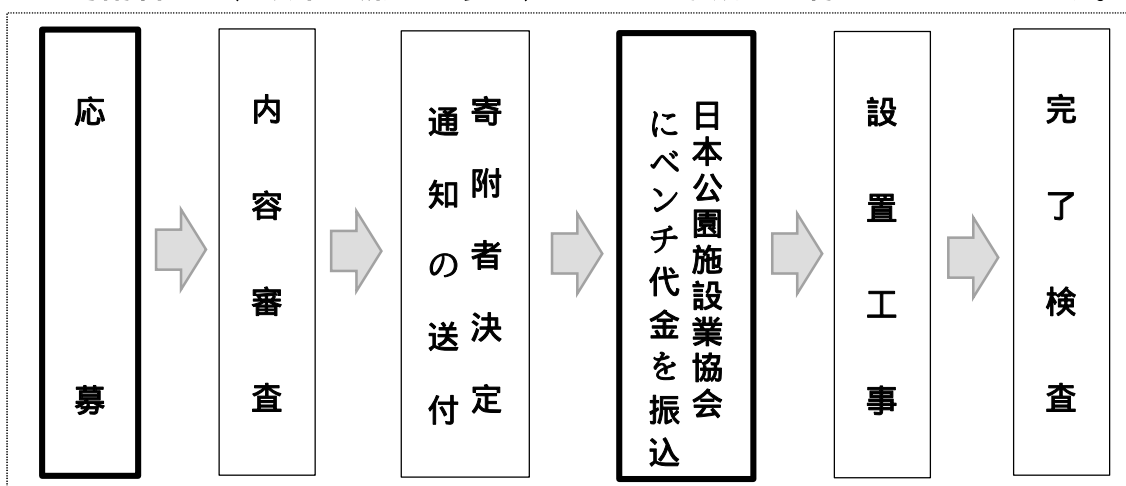
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





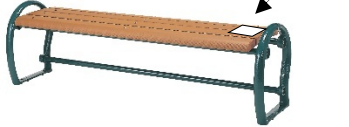
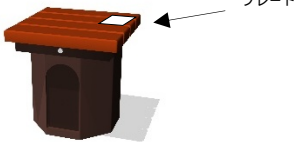
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ)公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

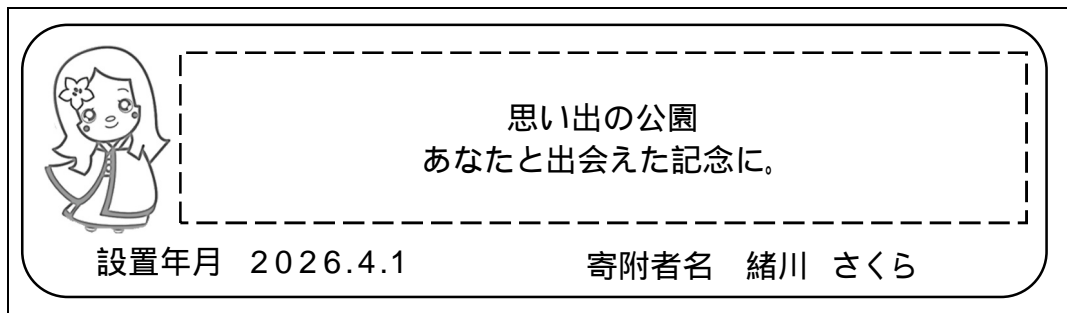
(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

- 1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。
- 2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026 年 4 月 1 日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(ア) 提出書類

- a ベンチ寄附申込書(様式第 1 号) ¹
- b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後 3 か月以内のもの
- c 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあつては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

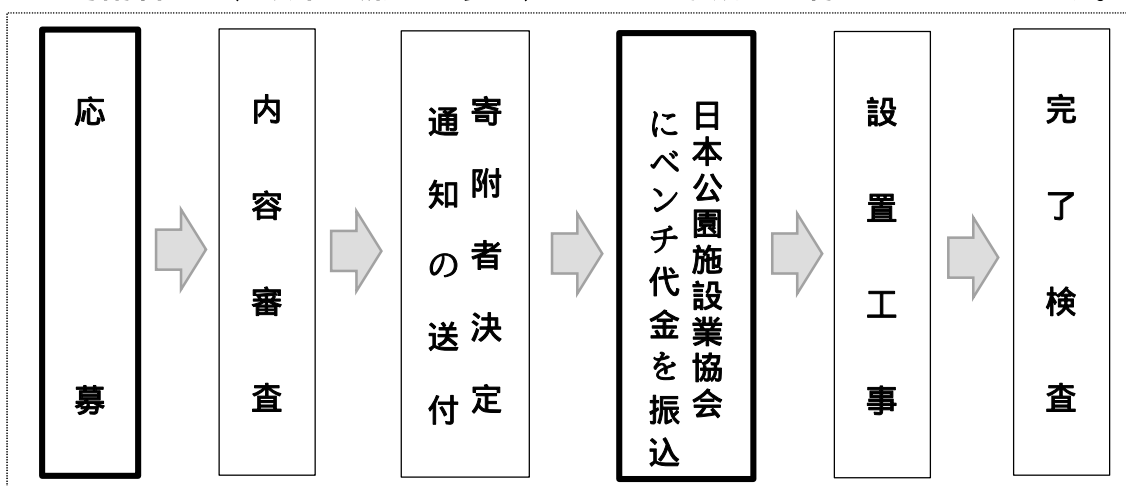
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





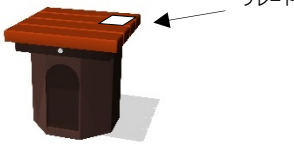
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

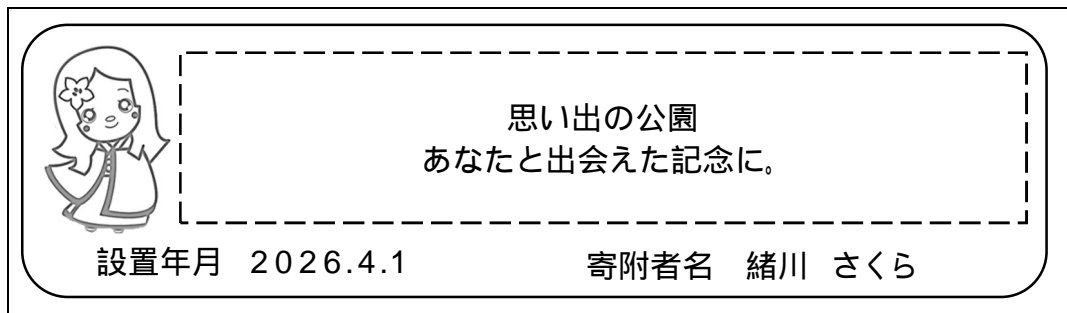
(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026 年 4 月 1 日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(ア) 提出書類

a ベンチ寄附申込書(様式第 1 号) ¹

b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後 3 か月以内のもの

c 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあつては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

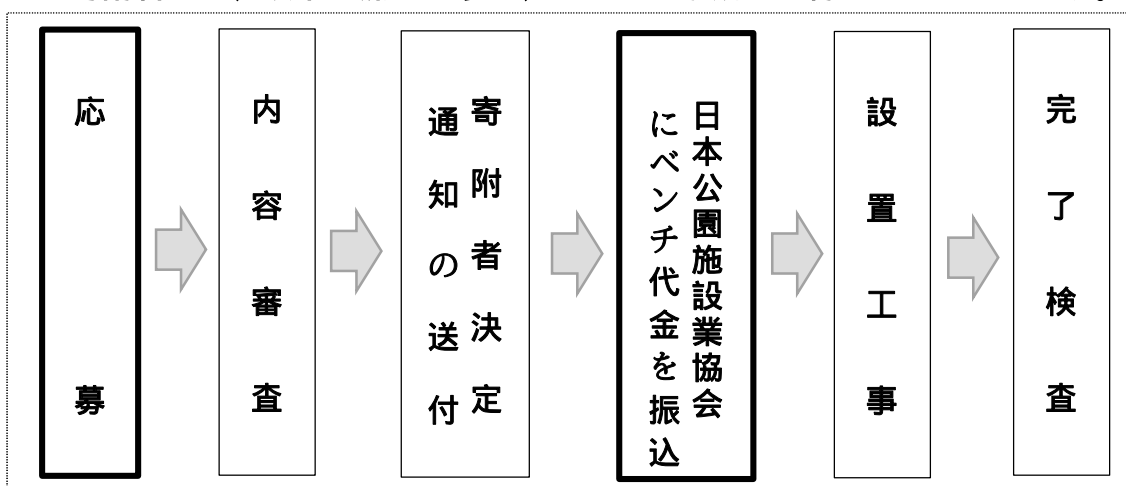
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





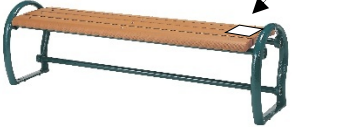
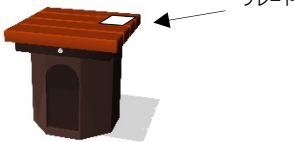
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ)公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

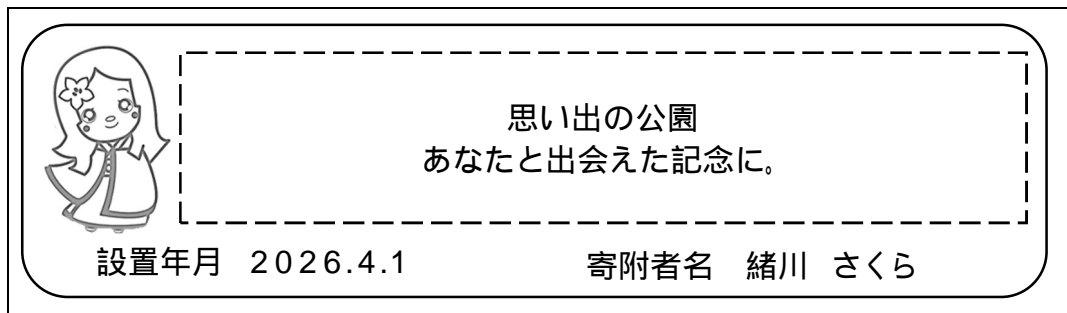
(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

- 1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。
- 2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026 年 4 月 1 日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(ア) 提出書類

a ベンチ寄附申込書(様式第 1 号) ¹

b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後 3 か月以内のもの

c 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあつては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

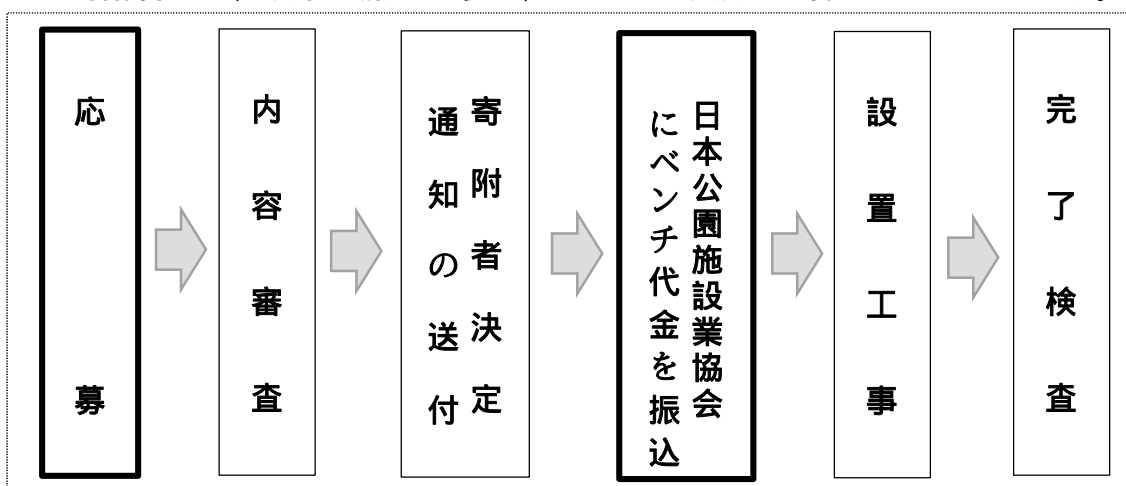
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





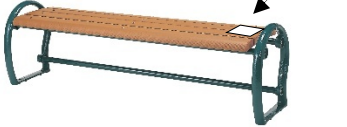
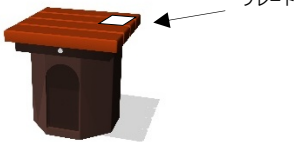
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ)公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

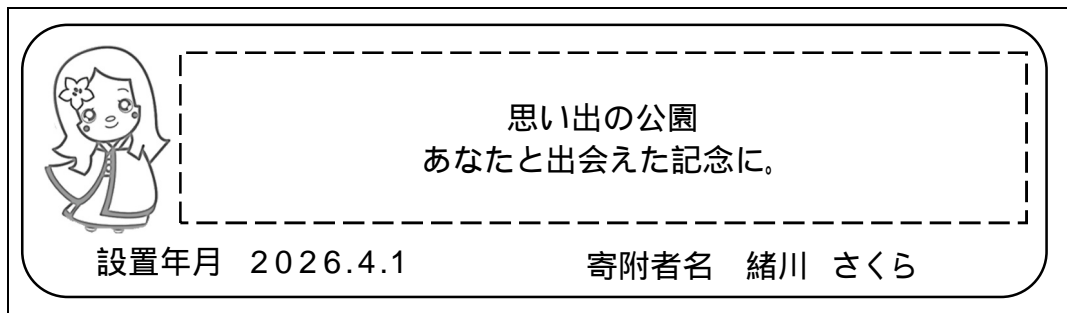
(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026 年 4 月 1 日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(ア) 提出書類

a ベンチ寄附申込書(様式第 1 号) ¹

b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後 3 か月以内のもの

c 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあつては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

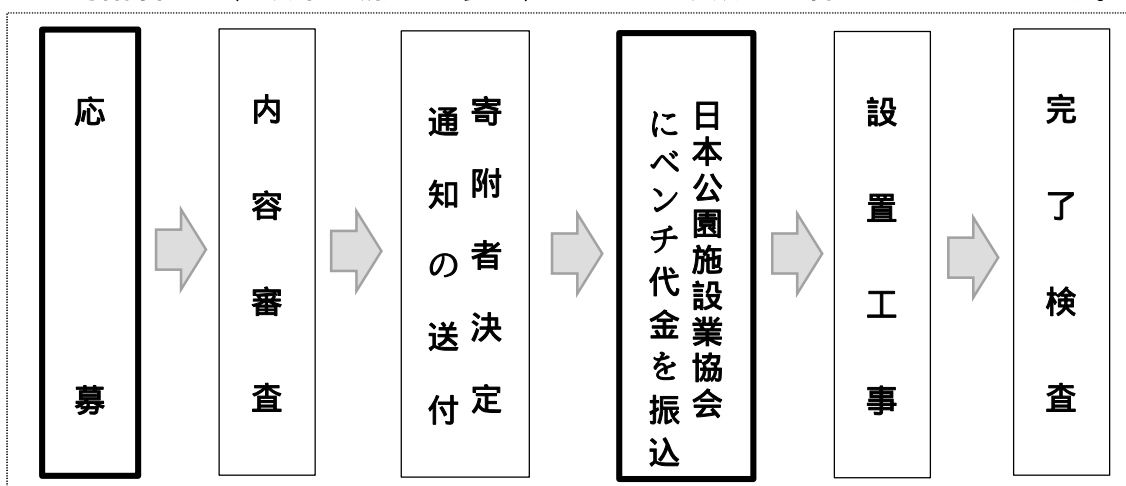
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





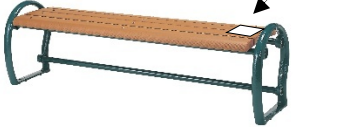
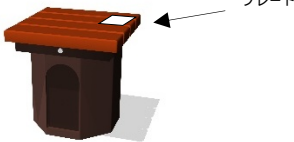
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

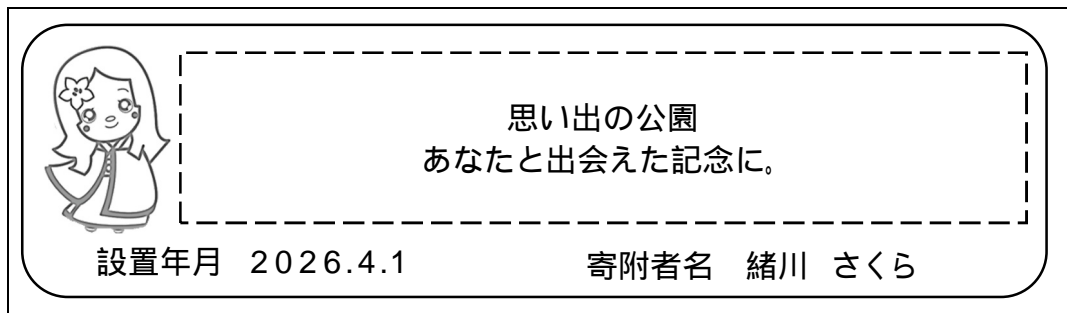
(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026 年 4 月 1 日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(ア) 提出書類

a ベンチ寄附申込書(様式第 1 号) ¹

b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後 3 か月以内のもの

c 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあつては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

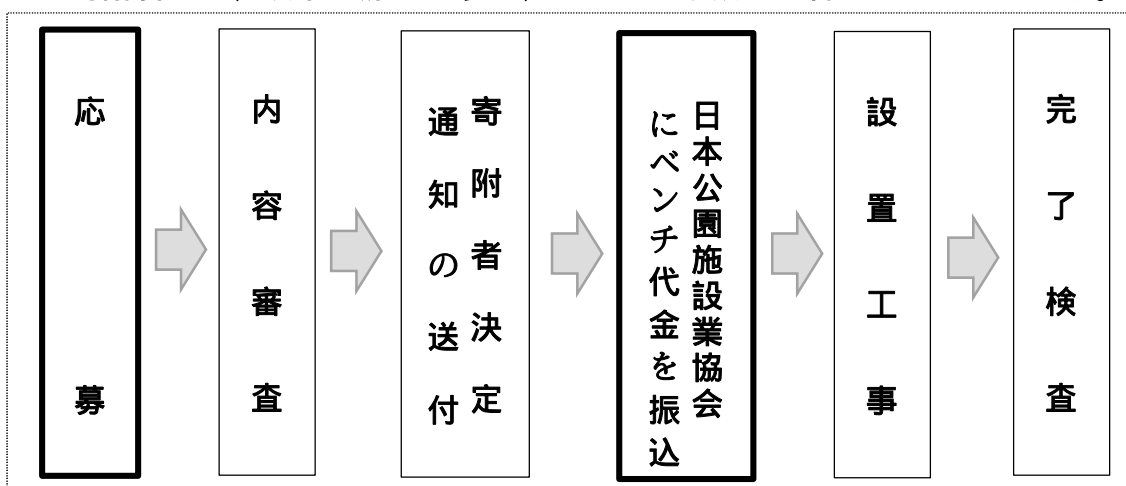
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





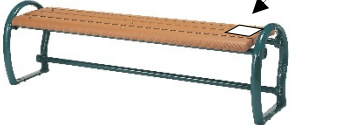
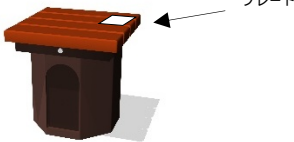
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ)公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

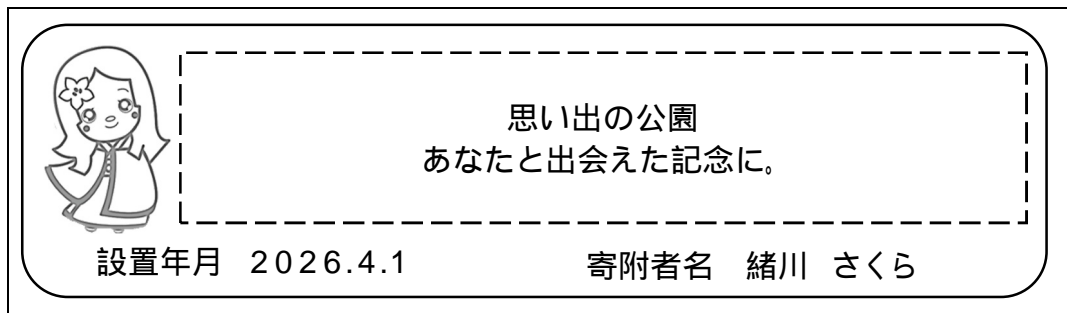
(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026年4月1日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前8時45分～午後4時00分に受付します。

(ア) 提出書類

a ベンチ寄附申込書(様式第1号) ¹

b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後3か月以内のもの

c 直近1事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあつては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

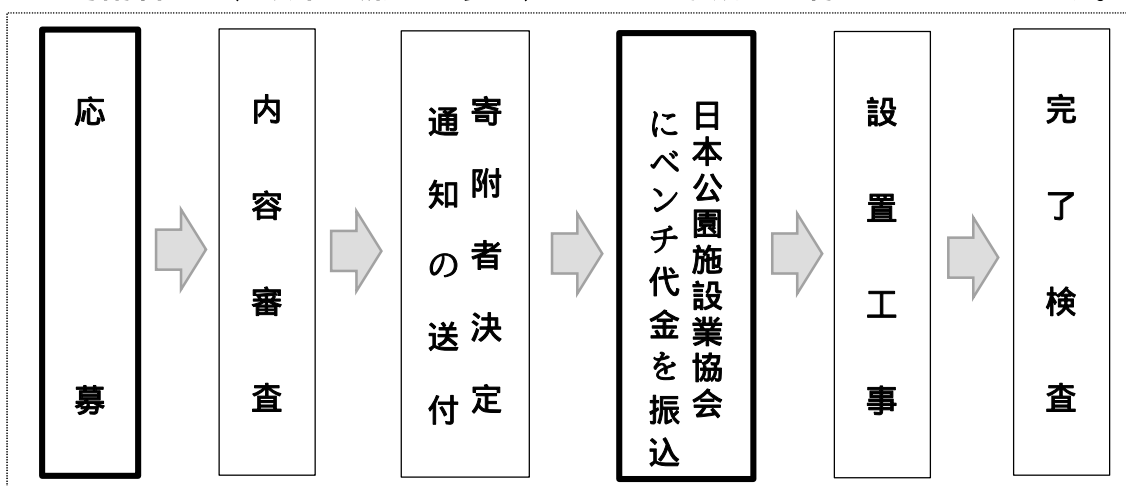
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





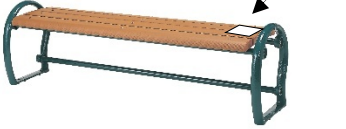
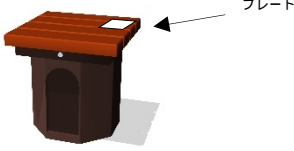
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ)公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

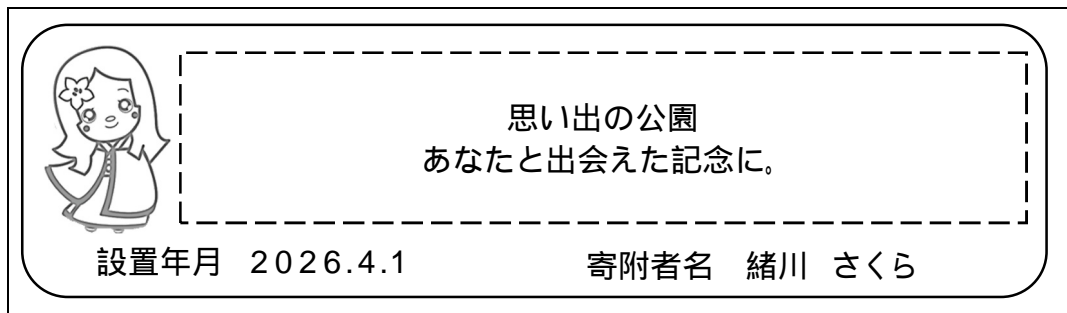
(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

- 1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。
- 2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026 年 4 月 1 日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(ア) 提出書類

- a ベンチ寄附申込書(様式第 1 号) ¹
- b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後 3 か月以内のもの
- c 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあっては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

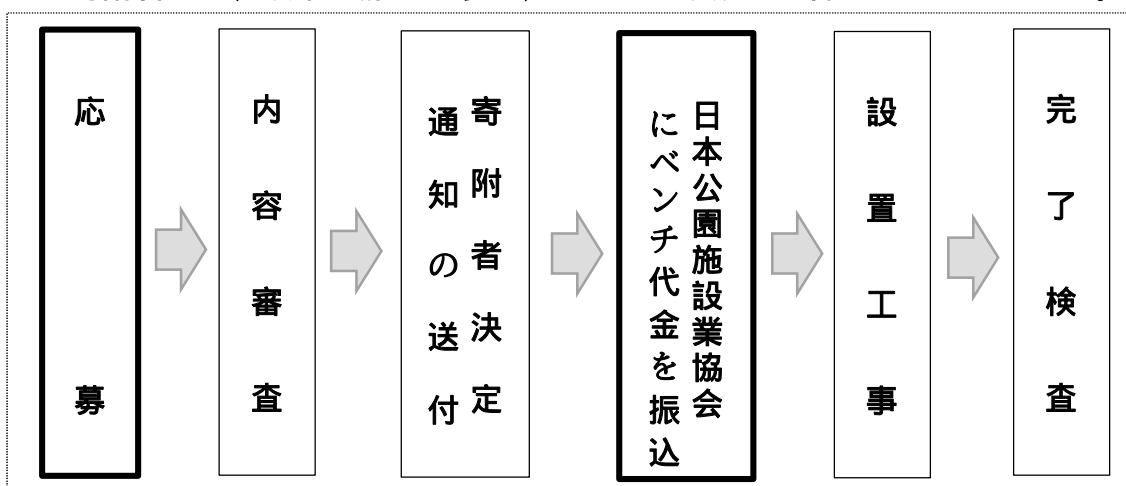
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





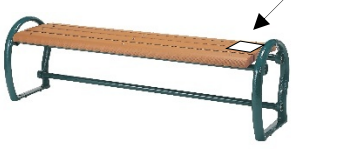
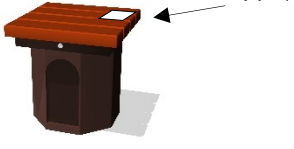
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

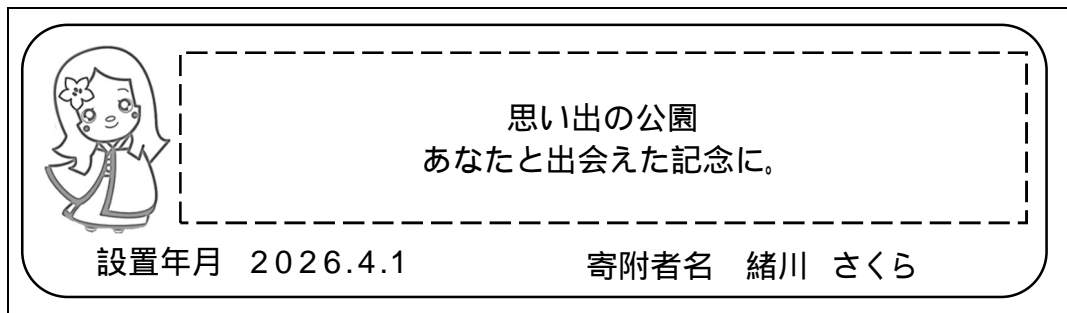
(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

- 1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。
- 2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026 年 4 月 1 日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(ア) 提出書類

- a ベンチ寄附申込書(様式第 1 号) ¹
- b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後 3 か月以内のもの
- c 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあつては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

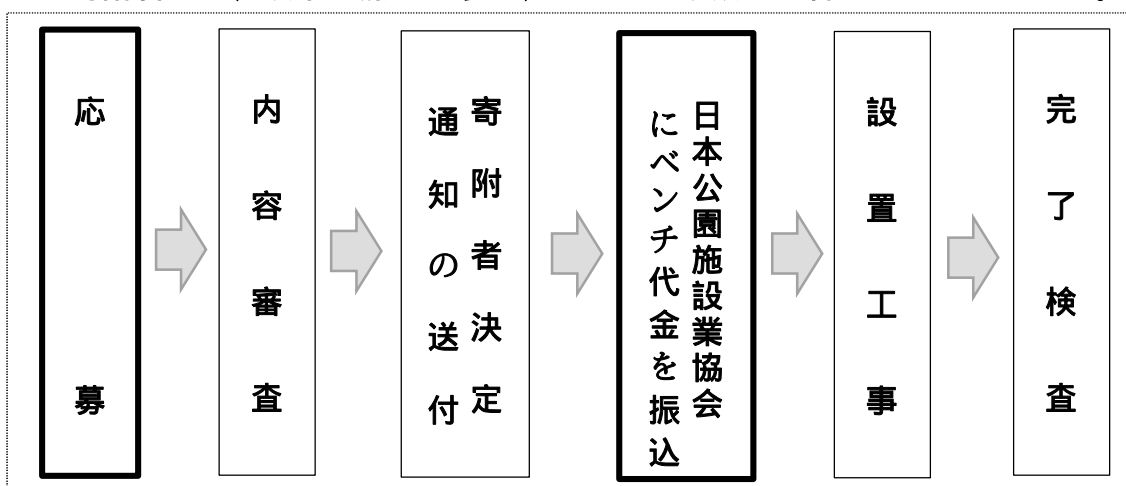
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。

東浦町公園等ベンチ寄附事業募集要項

1 ベンチ寄附事業について

東浦町では、町民や企業等からベンチの寄附を募り、新しいベンチを設置することで、公園等の利便性向上を図り、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所とすることを目的に、東浦町が管理する都市公園及びふれあい広場（以下「公園等」という。）にベンチを寄附する方を募集しています。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

【寄附の場面等】

- ・卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る人生の記念や思い出の形として
- ・公園への愛着や大切な人への感謝を表現するアイテムとして
- ・企業等の社会貢献活動の一環として

2 募集概要

(1) 対象施設及び設置場所

ア 対象施設



ベンチ寄附の対象となる施設は、東浦町の管理する公園等とする。





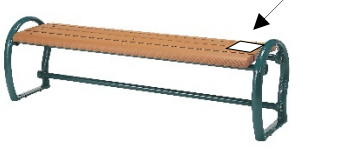
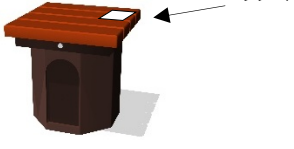
イ 設置場所

ベンチを設置する公園等及び公園等内におけるベンチの設置場所については、寄附者の意向を考慮し決定する。

- 1 希望があれば、寄附者と現場立会にて設置場所を決定します。
- 2 公園等の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

種類	価格（寄附額）
Aタイプ（背付き） 	290,000円
Bタイプ（背無し） 	230,000円

<p>Cタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	187,000円
<p>Dタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	297,000円
<p>Eタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	200,000円
<p>Fタイプ（背付き）</p>  <p>プレート</p>	264,000円
<p>Gタイプ（背無し）</p>  <p>プレート</p>	243,000円
<p>Hタイプ（かまどスツール）</p>  <p>プレート</p>	289,000円

ベンチの価格には、設置工事費及び消費税を含む。

(3) 記念プレートの仕様と記入例

ア 寄附者は、個人名、団体名、企業名、ロゴ及び簡単なメッセージ（商品名は除く）（以下「寄附者名等」という。）を記載したプレートをベンチに設置することができます。

イ 次の事項に該当する寄附者名等は使用することができません。

(ア)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ)公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(エ)政治性又は宗教性のあるもの

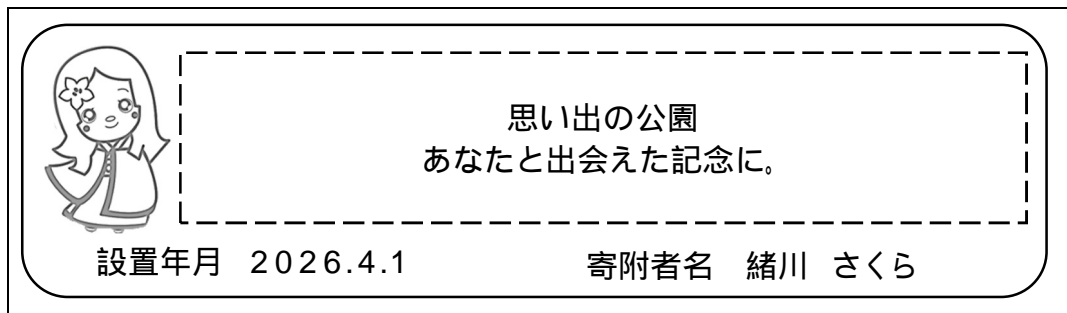
(オ)社会問題についての主義又は主張に当たるもの

(カ)著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(キ)町長がふさわしくないと認めるもの

- 1 表示する寄附者名等については、東浦町で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。
- 2 寄附者名等に著作権が存在するものは、寄附者はその利用等に関して責任を負うものとなります。

ウ プレートの仕様



サイズ：縦 55mm×横 150mm

材質：真鍮製

加工：エッチングによる彫り文字

文字数：メッセージ 40 文字以内、寄附者名 20 字以内（ゴシック体）

(4)応募期間

2026 年 4 月 1 日から随時募集

(5)応募方法

ア 申込書に必要事項をご記入のうえ、その他提出書類と合わせて、以下の窓口にて郵送またはメールにてご提出ください。

ご持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日、その他閉庁日を除く、午前 8 時 45 分～午後 4 時 00 分に受付します。

(ア) 提出書類

- a ベンチ寄附申込書(様式第 1 号) ¹
- b 法人にあっては、法人登記に係る登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し。ただし、発行後 3 か月以内のもの
- c 直近 1 事業年度分の国税、県税又は市町村税の納税証明書(団体にあつては、代表者分) ²

1 東浦町都市整備課のページから以下の書類をダウンロードして入手することができます。

(<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/toshiseibi/koen/bo/16086.html>)

・東浦町ベンチ寄附事業募集要項.....(本書)

・ベンチ寄附申込書(様式第1号)

2 東浦町に本社がある場合、町税の納税証明書の提出は必要ありません。(町で納税状況の確認を行うため、ベンチ寄附申込書の同意書欄に署名してください。)

(イ) 提出部数 1部

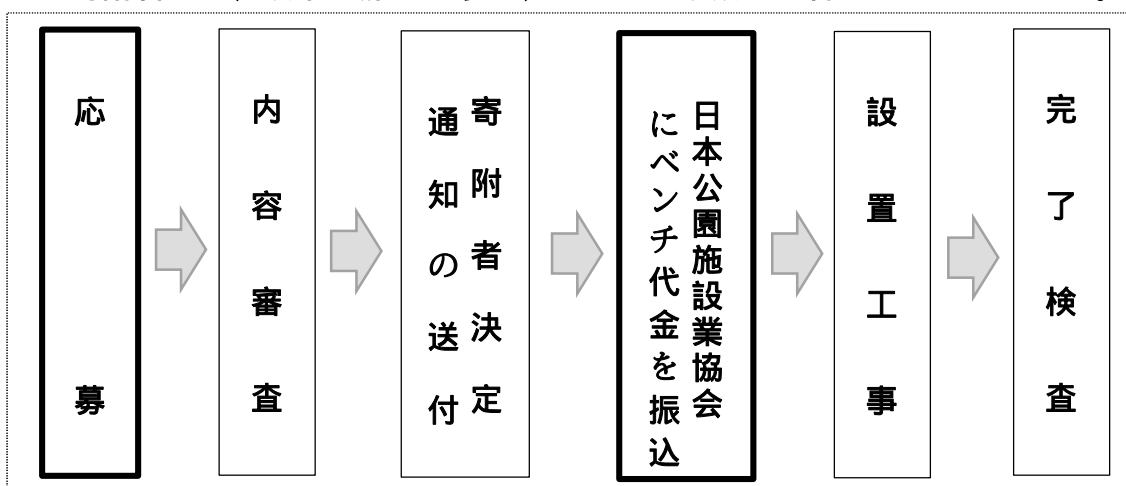
イ 申込書は、東浦町のホームページからダウンロードできますが、窓口での配布及び郵送またはメールでの送付も行っております。

ウ 申込窓口(問い合わせ先)

東浦町 まちづくり部 都市整備課
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話 0562-83-3111
E-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ

寄附者には、以下の流れのうち、 と の手続きを行っていただきます。



3 その他の注意事項

(1) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 東浦町入札参加資格停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの(更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。)

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者

- カ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ク 東浦町暴力団排除条例(平成 23 年東浦町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- ケ ネーミングライツ事業導入施設である場合は、ネーミングライツ・パートナーの事業目的と競合するもの
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者

(2)財産の帰属等

寄附されたベンチや記念プレートは、東浦町に帰属し、一般の利用に供する施設として利用し、他のベンチと同様の水準で維持管理を行います。ただし、経過年数にかかわらず、老朽化や災害等により使用できなくなるなど、管理者が必要と認めた場合は、撤去または移設することがあります。

また、ベンチの設置後に寄附者の違法行為等が明らかになった場合には、記念プレートを撤去します。

(3)ベンチの受納通知

ベンチ設置後、その位置や写真等を掲載した受領書(様式第 2 号)をお送りします。

(4)ベンチの製造及び設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施するもので、ベンチの製造及び設置は、同協会が担当します。

なお、ベンチの設置には、ベンチ代金受領後 2 ~ 3 か月かかりますので、ご了承ください。

(5)ベンチ代金の扱いについて

ベンチ代金は、ベンチの製造及び設置を担当する一般社団法人日本公園施設業協会にお振込みください。その際の振込手数料は、寄附者のご負担になります。

なお、原則として、ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。

また、一度振り込まれた代金は、返金できませんのでご了承ください。

(6)個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、東浦町ベンチ寄附事業の実施に必要な範囲で、一般社団法人日本公園施設業協会に提供します。